

令和5年2月市議会総務委員会資料

第4号議案 令和4年度長崎市一般会計補正予算(第14号)

<目 次>

ページ

(歳出)

【2款 総務費 1項 総務管理費 23目 諸費】

1 不動産売払収入返還金..... 2～5

【2款 総務費 1項 総務管理費 6目 財産管理費】

1 繰越明許費補正

(1)市有墓地管理費..... 6

(2)市有財産解体費..... 7

理 財 部

令和5年2月

予 算 説 明 書					事 業 名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
26 ~ 27	2 総務費	1 総務管理費	23 諸費	1-1	不動産売払収入返還金	38,800 千円

### 1 事業の概要

市有地(田上2丁目357番1)の土地を、一般競争入札により令和4年3月に落札者(法人)へ売却したが、その後、売却地の地下に防空壕跡の空洞があることが判明したため、土地売買契約を解除し、売買代金を返還するもの。

### 2 物件概要

所在地:田上2丁目357番1  
 登記地目:宅地  
 地積:1,546.11㎡(実測)  
 予定価格:29,100,000円  
 落札額:38,800,000円

### 4 土地の変遷

昭和26年5月 民間から買収取得  
 昭和37年4月～平成22年3月  
 国立療養所長崎病院に職員寮建設地として貸付  
 平成25年11月～平成29年11月  
 国立病院機構長崎病院に病棟改修工事に伴う職員臨時駐車場として貸付

### 6 その他

契約解除に伴う損害賠償(契約に係る収入印紙、登記費用、設計に係る費用等)については、相手方からの請求に基づき別途対応する予定。

### 3 予算内訳及び財源内訳

事業費	財 源 内 訳 ( 千 円 )				
	国庫支出金	県支出金	地方債※	その他	一般財源
(当初)	—	—	—	—	—
(補正額) 38,800	—	—	—	—	38,800
(補正後) 38,800	—	—	—	—	38,800

### 5 防空壕が判明しなかった理由

- ・ 空洞は民有地内にある入口から市有地の地下に続いており、防空壕の確認が困難な場所であったため。売却後、相手方の調査で明らかになったもの。
- ・ 周辺住民、自治会からの連絡等が、過去になかったため。

## 7 長崎市における特殊地下壕の調査・把握状況

戦時中に築造された特殊地下壕については、昭和48年度から国の通知に基づき実態調査を行っており、危険な箇所については埋め戻し等の対策を講じている。

新たな防空壕の発見については基本的には通報によるもので、行政だけの調査では発見が困難な状況となっており、民有地内にある地下壕については、土地所有者や土地の開発者等からの通報による発見が一般的となっている。

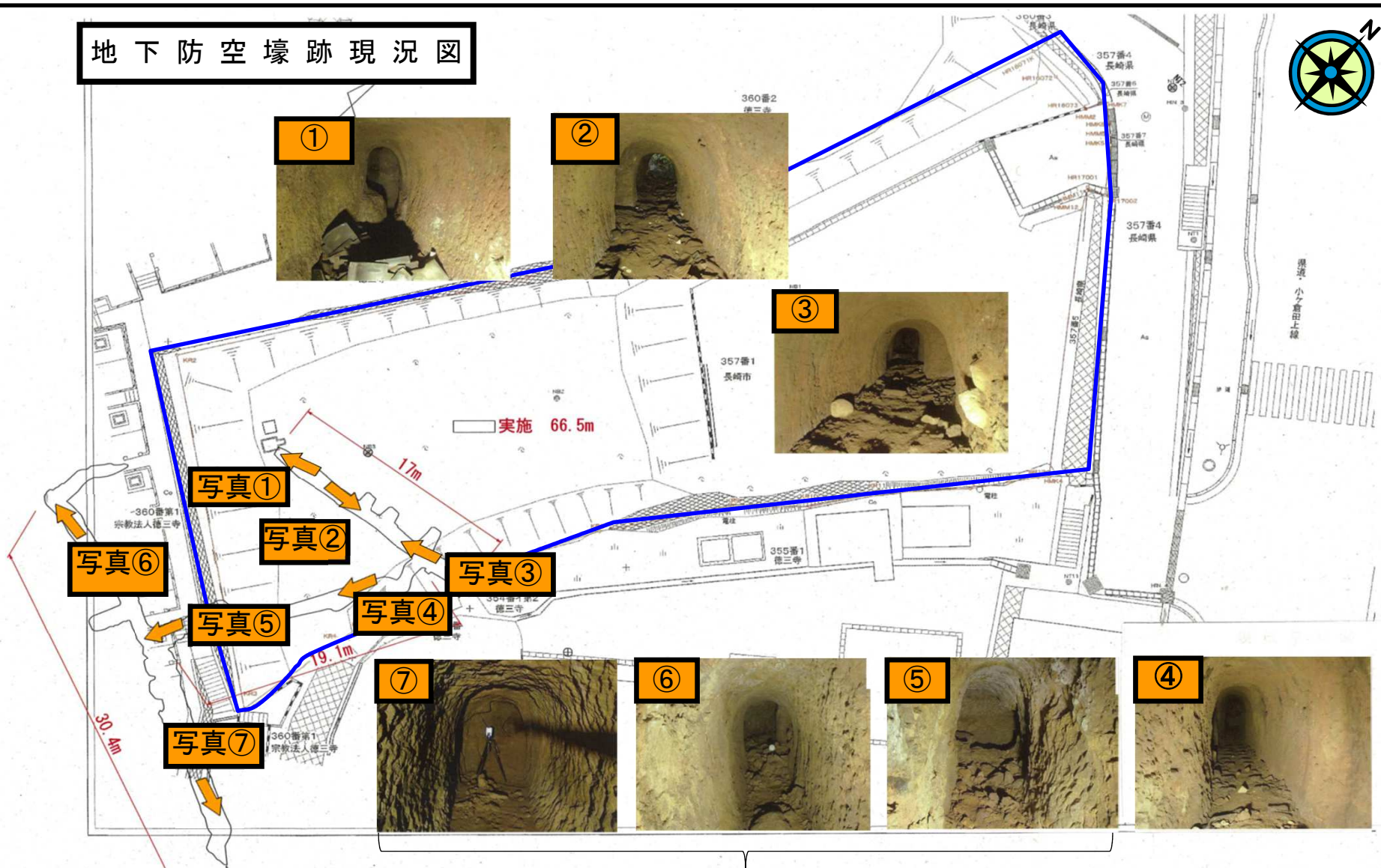
【特殊地下壕箇所数】令和5年1月末現在

- ・特殊地下壕現存数：458箇所
- ・危険なしと判断している地下壕：457箇所（田上2丁目の特殊地下壕が未対策 → 土木部において、国の特殊地下壕等対策事業に基づき補助の申請を行い、埋戻し等の対策事業を実施予定）





# 地下防空壕跡現況図



民有地内の空洞

参考「田上2丁目357番1」の土地全部事項証明書

土地の表示に関すること

公用 長崎県長崎市田上2丁目357-1 全部事項証明書 (土地)

表題部 (土地の表示)		調製	平成6年9月8日	不動産番号	3100000100468
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	長崎市田上町		[余白]		
	長崎市田上2丁目		平成7年10月30日変更 平成7年10月30日登記		
①地番	②地目	③地積	④地積率	原因及びその日付〔登記の日付〕	
357番	国立結核療養所敷地	2115	④	[余白]	
357番1	[余白]	2124		昭和40年2月1日一部地目変更 ①③357番1、同番2に分筆 〔昭和41年6月20日〕	
[余白]	[余白]	2065		③357番1、同番3に分筆 〔昭和41年6月24日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年9月8日	
[余白]	宅地	1663	19	②錯誤 ③357番1、357番4に分筆 〔平成18年2月16日〕	
[余白]	[余白]	1649	65	③357番1、357番5、357番6、357番7に分筆 〔平成19年3月23日〕	
[余白]	[余白]	1546	11	③錯誤 〔平成21年7月14日〕	

土地の所有権に関すること

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和26年7月25日 第12331号	原因 昭和26年5月1日買取 所有者 長崎市 順位1番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年9月8日

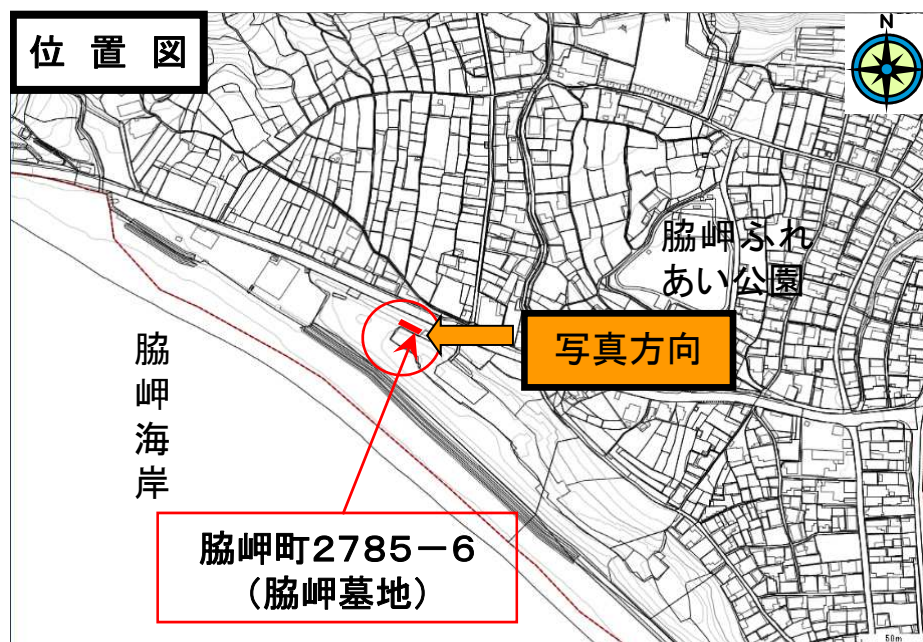
【繰越明許費】 予算説明書 48～49ページ  
 2款 総務費 1項 総務管理費 6目 財産管理費

(単位:千円)

事業名	金額		財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
市有墓地管理費	予算現額	3,993	—	—	—	—	3,993
	支出予定額	—	—	—	—	—	—
	繰越明許額	3,993	—	—	—	—	3,993

○繰越事由:

・旧慣墓地(脇岬墓地)通路改修工事において、保安林に係る関係機関との調整に日数を要したことに加え、2回の入札不調により工事が年度内に完了しない見込みであるため。





【繰越明許費】 予算説明書 48～49ページ  
 2款 総務費 1項 総務管理費 6目 財産管理費

(単位:千円)

事業名	金額		財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
市有財産解体費	予算現額	3,439	—	—	3,400	—	39
	支出予定額	—	—	—	—	—	—
	繰越明許額	3,439	—	—	3,400	—	39

○繰越事由:

・旧医院住宅解体工事に於いて、2回の入札不調により工事が年度内に完了しない見込みであるため。

位置図



現況写真

